［(6)・(7)　略］

［4　略］

**第六号様式別表五の三（提出用）**（用紙日本工業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙十六　挿入］

**第六号様式別表五の三（入力用）**（用紙日本工業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙十八　挿入］

［第６号様式別表５の３記載要領　略］

**第六号様式別表五の六**（用紙日本工業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の６記載要領

1　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第３号）第１条の規定による改正前の法（以下この記載要領において「平成30年旧法」という。）附則第９条第13項から第18項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

2　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第145号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「平成30年旧措置法施行令」という。）第27条の12の５第11項第１号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は平成30年旧措置法施行令第39条の47第11項第１号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額②」の欄には、「１」と記載すること。

3　「基準雇用者給与等支給額⑬」の欄は、次に掲げる場合には、同欄中「⑪×⑫」とあるのは「$⑪×⑫×\frac{70}{100}$」として計算した金額を記載すること。

⑴　所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の５第２項第４号ハに掲げる場合に該当する場合（平成30年旧措置法施行令第27条の12の５第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同法第68条の15の６第２項第４号ハに掲げる場合に該当する場合（平成30年旧措置法施行令第39条の47第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

⑵　平成30年旧措置法施行令第27条の12の５第11項第２号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は平成30年旧措置法施行令第39条の47第11項第２号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

［(6)・(7)　同左］

［4　同左］

**第六号様式別表五の三（提出用）**（用紙日本工業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙十五　挿入］

**第六号様式別表五の三（入力用）**（用紙日本工業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙十七　挿入］

［第６号様式別表５の３記載要領　同左］

**第六号様式別表五の六**（用紙日本工業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の６記載要領

1　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が、法附則第９条第13項から第18項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

2　租税特別措置法施行令第27条の12の５第11項第１号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は第39条の47第11項第１号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額②」の欄には、「１」と記載すること。

3　「基準雇用者給与等支給額⑬」の欄は、次に掲げる場合には、同欄中「⑪×⑫」とあるのは「$⑪×⑫×\frac{70}{100}$」として計算した金額を記載すること。

⑴　租税特別措置法第42条の12の５第２項第４号ハに掲げる場合に該当する場合（租税特別措置法施行令第27条の12の５第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同法第68条の15の６第２項第４号ハに掲げる場合に該当する場合（同令第39条の47第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

⑵　租税特別措置法施行令第27条の12の５第11項第２号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同令第39条の47第11項第２号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）